

彦根市分別収集計画

平成22年(2010年)6月

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創出のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、資源循環型のごみゼロ社会を構築していく必要がある。そのためには、社会を構成する全ての主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、責務を果たしていくことが重要である。

本市のごみ焼却場への搬入量は、若干ではあるが減少傾向に転じているが、この傾向が持続できるか不透明な状況である。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下「法」という。)第8条に基づいて一般廃棄物の中で約2割の重量を占める容器包装廃棄物を分別収集し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・市民団体・事業者・行政それぞれの役割を明確にし、具体的な推進方策を明らかにするとともに、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、最終処分場をはじめとする廃棄物処理施設の延命化が図られるとともに、資源循環型社会の構築を図るものである。

2 基本の方針

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- (1)ごみの発生抑制、リサイクルを主とした資源循環型社会の構築
- (2)市民・市民団体・事業者・市が協力協働し、環境負荷の低減
- (3)廃棄物の適正処理を推進および地域環境を保全

3 計画期間

本計画の計画期間は平成23年(2011年)4月を始期とする5ヶ年とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、アルミ製容器、スチール製容器、ガラス製容器(無色、茶色、その他)、飲料用紙製容器、段ボール、その他の紙製容器包装、ペットボトル、その他のプラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

表1

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
容器包装廃棄物	8,471t	8,415t	8,364t	8,309t	8,257t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制のため以下の方策を実施する。なお、実施するに当たっては市民、事業者、再生業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力と連携を図る。

ごみの発生量抑制およびリサイクル率の目標値は「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」、「彦根市環境基本計画および地域行動計画」に規定しているところであり、年度ごとの達成状況は「彦根市の環境」（年次報告書）、彦根市ホームページで広く周知し、啓発ならびに意見を聴取する。

また、環境基本計画の進行管理は彦根市環境パートナー委員会に委ねており、年度ごとの達成状況、市民意見等を踏まえ評価し、次年度以降の施策に反映していく仕組みができている。

(1) 教育、啓発活動の充実

学校や地域社会の場における副読本等を活用した教育や広報による啓発、さらには、ごみの出前講座、ごみ処理施設の見学会など、あらゆる機会を活用し、市民、事業者に対して、ごみ処理量の増大、それに伴う処理経費の上昇、分別状況等についての情報を提供し、認識を深めてもらうとともに、ごみの排出抑制、分別排出、再利用の意義および効果、ごみの適切な出し方に関する教育啓発活動を積極的に取り組む。

(2) 過剰包装の抑制

リサイクル協力店認定制度を導入するなど、スーパーマーケット等小売店での包装の簡素化、容器包装の店頭回収と資源化を推進する。

(3) レジ袋等小売包装の有料化、買い物袋の持参の徹底等の啓発

(4) リターナブル容器、再生資源を原材料として利用した製品の積極的な利用、販売の促進

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類および当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場、処理施設の状況および再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を表2左欄のように定める。

また、市民の協力度、本市が有する再生施設、収集機材等を勘案し、収集に係る分別の区分は表2右欄のとおりとする。

表2

分別収集する容器包装の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器包装 主としてアルミニウム製の容器包装	缶類（空き缶）

主として ガラス製 の容器	<ul style="list-style-type: none"> — 無色のガラス製容器 — 茶色のガラス製容器 — その他のガラス製容器 	びん類（空き瓶）
主として紙製の容器（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く） 1、2		紙パック
主として段ボール製の容器包装 1、2		段ボール
主として紙製の容器包装であって紙パック、段ボール以外のもの（ボール紙、袋、包装紙に該当するもの） 1、2		紙類（紙パック、段ボール以外の紙製容器包装）
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器包装であって飲料又は醤油等を充てんするためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		容器包装プラスチック（発泡スチロール製食品トレイおよび緩衝材、シャンプー等プラスチック容器等）

1 地域集団回収 2 行政回収

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量および法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み(法第8条第2項第4号)

表 3

	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
主として鋼製の容器	206t	206t	207t	208t	208t
主としてアルミニウム製の容器	32t	32t	32t	32t	32t
無色のガラス製容器	(合計) 443t	(合計) 444t	(合計) 445t	(合計) 446t	(合計) 446t
	(引渡) t 443t (独自処理) t 443t	(引渡) t 444t (独自処理) t 444t	(引渡) t 445t (独自処理) t 445t	(引渡) t 446t (独自処理) t 446t	(引渡) t 446t (独自処理) t 446t
茶色のガラス製容器	(合計) 357t	(合計) 357t	(合計) 358t	(合計) 358t	(合計) 359t
	(引渡) t 357t (独自処理) t 357t	(引渡) t 357t (独自処理) t 357t	(引渡) t 358t (独自処理) t 358t	(引渡) t 358t (独自処理) t 358t	(引渡) t 359t (独自処理) t 359t
その他のガラス製容器	(合計) 164t	(合計) 165t	(合計) 165t	(合計) 165t	(合計) 165t
	(引渡) t 164t (独自処理) t 164t	(引渡) t 165t (独自処理) t 165t	(引渡) t 165t (独自処理) t 165t	(引渡) t 165t (独自処理) t 165t	(引渡) t 165t (独自処理) t 165t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの	2t	2t	2t	2t	2t
主として段ボール製の容器包装	109t	119t	126t	132t	140t
主として紙製の容器包装であって j 上記以外のもの	(合計) 11t	(合計) 12t	(合計) 12t	(合計) 13t	(合計) 14t
	(引渡) t 11t (独自処理) t 11t	(引渡) t 12t (独自処理) t 12t	(引渡) t 12t (独自処理) t 12t	(引渡) t 13t (独自処理) t 13t	(引渡) t 14t (独自処理) t 14t

主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器包装であって飲料又は醤油その他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 260t		(合計) 265t		(合計) 271t		(合計) 276t		(合計) 281t	
	(引渡) 260t	(独自処理) t	(引渡) 265t	(独自処理) t	(引渡) 271t	(独自処理) t	(引渡) 276t	(独自処理) t	(引渡) 281t	(独自処理) t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 841t		(合計) 853t		(合計) 865t		(合計) 877t		(合計) 889t	
	(引渡) 841t	(独自処理) t	(引渡) 853t	(独自処理) t	(引渡) 865t	(独自処理) t	(引渡) 877t	(独自処理) t	(引渡) 889t	(独自処理) t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

= 直近年度の分別基準適合物の収集実績 × 人口変動率

また、人口変動率は、次のとおり設定した。

表4

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
112,227人 (対前年度比) 100.2%	112,468人 (対前年度比) 100.2%	112,717人 (対前年度比) 100.2%	112,966人 (対前年度比) 100.2%	113,053人 (対前年度比) 100.1%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を最大限活用して行う。

なお、自治会をはじめ市民団体による集団回収が進んでいる段ボール、紙パック、その他紙製容器包装については、引き続きこれらの団体が分別収集を継続するとともに、行政による収集を実施する。民間業者による拠点回収も引き続き協力要請する。

分別収集の実施主体

表 5

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
缶	アルミ	缶類	市からの委託業者による定期収集	市
	スチール			
びん	無色ガラス	びん類	市からの委託業者による定期収集	市
	茶色ガラス			
	その他ガラス			
紙	紙パック	紙パック	市民団体による集団回収 スーパー等店頭回収 市による定期収集	民間業者
	段ボール	段ボール	市民団体による集団回収 市による定期収集	民間業者
	その他紙	紙類	市民団体による集団回収 市による定期収集	民間業者
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	市からの委託業者による拠点回収 (不定期収集)	市
	その他のプラスチック	容器包装プラスチック	市による定期収集	市

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第 8 条第 2 項第 6 号）

缶類については缶選別圧縮機による選別圧縮・保管、びん類については手選別後保管を本市の清掃センターで行っている。

ペットボトルについても、清掃センターで圧縮・梱包・保管を行っている。

その他プラスチック製容器包装については、清掃センター敷地に民間で建設した施設において圧縮・梱包・保管を行っている。

段ボール、紙パック、その他紙製容器包装についての圧縮・梱包、リサイクルについては民間業者に委託し実施している。

分別収集の用に供する施設計画

表 6

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
アルミ	缶類	プラスチックコンテナ	2t.4t パッカー車	清掃センター ストックヤード 選別圧縮機
スチール				
無色ガラス	びん類	プラスチックコンテナ	2t.4t ダンプ車	清掃センター ストックヤード 選別コンベア
茶色ガラス				
その他ガラス				

紙パック	紙パック	ひもで縛る	2t ダンプ車 軽ダンプ車	民間業者ストックヤード
段ボール	段ボール			
その他紙	紙類			
ペットボトル	ペットボトル	網かご、網袋	2t.4t ダンプ車	清掃センター ストックヤード、圧縮機
その他プラスチック	容器包装プラスチック	専用袋	2t.3t.4t パッカー車 軽ダンプ車	ストックヤード、圧縮機

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項（法第8条第2項第7号）

- (1) 市民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、現在、環境基本計画の進行管理機関として設置されている市民、市民団体、事業者等からなる環境パートナー委員会を活用する。
- (2) 市内の自治会、子ども会、PTAなど資源回収事業を実施している市民団体には回収重量に対して奨励金を、また資源回収事業によって回収された有価物を再資源化のために引き取る業者が収集運搬まで行った場合には協力金を引き続き交付し、ごみの減量・再資源化を推進する。